

## 滋賀県水環境ビジネス海外展開事業化モデル事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県水環境ビジネス海外展開事業化モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「水環境ビジネス」とは、水環境を改善するための技術やサービス等を用いて行われる商業活動およびこれに付随する活動をいう。

2 この要綱において、「実現可能性調査」とは、県内中小企業者の有する製品や技術等の、海外の水環境分野における適用可能性を検討するために行う調査およびこれに付随する活動をいう。

3 この要綱において、「実証試験」とは、前項で規定する実現可能性調査の結果に基づき行われる、県内中小企業者の有する製品や技術等の現地適合性を実証するための試験、市場参入に向けた検討およびこれらに付随する活動をいう。

### (目的)

第3条 この補助金は、県内中小企業者が海外で水環境ビジネスを展開するにあたり実施する実現可能性調査および実証試験、またはそのいずれかに要する経費を予算の範囲内で補助することにより、県内中小企業者の海外展開を支援し、もって海外の水環境課題の解決に貢献するとともに本県経済の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、別表1に掲げるものとする。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、別表2に定めるところによる。

### (補助対象経費、補助率および補助限度額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表3に定めるところによる。

### (事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の額の内示)

第8条 知事は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、別表3に掲げる補助対象経費のうち、必要か

つ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

- 2 知事は、前項の内示を行うにあたっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

#### (補助金の交付申請)

第9条 前条第1項の補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (補助金の交付の決定)

第10条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定は、申請を受け付けた日から30日以内に行うこととし、その通知は補助金交付決定通知書(様式第3号)により行う。

#### (申請の取下げ)

第11条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業の変更等の承認)

第12条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の経費の配分を変更しようとするとき。ただし、経費区分ごとに配分された額の20%以内、または10万円以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
- (3) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

#### (補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる

とき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、9月30日までの補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を10月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、知事が別に指定する日までに提出するものとする。

（実績報告）

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日または翌年の2月28日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の補助金の額の確定にあたっては、提出を受け付けた日から30日以内に行うものとする。
  - 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税等仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずることができる。

（企業化の報告）

- 第17条 補助事業者は、補助事業の成果の企業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況について、企業化状況報告書（様式第9号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（概算払）

- 第18条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類

を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第20条 知事は、必要があると認めるときは、事業の成果について補助事業者に発表報告させることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第21条 補助事業者は、第9条の規定に基づく交付の申請、第11条の規定に基づく申請の取下げ、第12条の規定に基づく補助事業の変更等の申請、第13条の規定に基づく事業遅延等の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条の規定に基づく実績報告、第16条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第17条の規定に基づく企業化の報告、第18条の規定に基づく概算払については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第22条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金に限り適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象者

補助対象者は、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、次の要件すべてを満たす者とする。

- (1) 滋賀県内に事務所または事業所を有していること
- (2) 補助対象者が代表者となり、交付申請時までに他の法人等とともに事業共同体を設立していること
- (3) 事業共同体を構成する法人等のすべてが、交付申請時までに「しが水環境ビジネス推進フォーラム」に入会していること

## 別表2（第5条関係）

### 補助対象事業

補助対象事業は、水環境ビジネスの推進を図るために行われる実現可能性調査および実証試験、またはそのいずれかで、以下の1および2に掲げる要件を満たすものとする。

1. 本邦域外における国・地域を対象に実施されること。
2. 次の各号に掲げる分野のうち、一つ以上に該当すること。
  - (1) 水供給（生活用水、工業用水、農業用水等）
  - (2) 造水（海水淡水化等）
  - (3) 下排水処理（生活排水、事業場排水、農業用排水等）
  - (4) 雨水・再生水利用
  - (5) 公共水域等の環境保全
  - (6) 水分野におけるCO<sub>2</sub>削減に資する取組（節水、水処理効率化等）
  - (7) その他、水環境ビジネスの推進を図るための取組として知事が適当と認めるもの

別表3（第6条関係）

1. 補助対象経費

経費区分		内 容
大分類	小分類	
事業費	賃 金	・ 本事業の実施のために新たに雇用した者に係る経費
	諸 謝 金	・ 外部専門家等に対する謝金
	旅 費	・ 外国旅費 ・ 国内旅費（海外渡航を行う際の国内移動に限る。）
	物 品 費	・ 本事業の実施に直接必要な消耗品（備品となるものはリースにより対応することとし、借料および損料に計上すること。）
	印 製 本 刷 費	・ 本事業に直接必要となる資料等の印刷に要する経費
	借料および損料	・ 会場借料および損料 ・ 器具機材借料および損料 ・ 物品等使用料 ・ 車両借上料 等
	通 信 搬 送 費	・ 本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用したことが証明できる経費
	通 訳 ・ 翻 訳 費	・ 現地調整等の際の通訳料 ・ 現地文献や報告書等の翻訳料
	水 質 調 査 ・ 分 析 費	・ 現地の水質等を調査するための外部分析機関等への委託料
実 証 試 験 費	実 証 試 験 設 備 整 備 費	・ 実証試験を実施するための設備に直接要する経費のうち仮設やリースにより対応可能なもの ・ 上記設備の設置や撤去に要する経費 ・ 技術導入費 ・ 産業財産権等取得費
	実 証 試 験 材 料 費	・ 実証試験を実施するために必要な資材・材料等に要する経費
販 路 開 拓 費		・ 商談会等参加費 ・ 広告宣伝費
委 託 費		・ 外部の機関等に補助事業の一部を委託する経費であって、他の経費区分に掲げられた経費以外のもの
そ の 他 経 費		・ 上記の他、知事が特に必要と認める経費

2. 補助率 補助対象経費の2分の1以内

3. 補助限度額 600万円以内

4. その他 補助金交付額は、経費区分（大分類）毎に千円未満を切り捨てた額の合計とする。